

定額減税補足給付金（不足額給付）

☎ 税務課（☎内線 172・174）

昨年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付金）の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行います。**対象者には、確認書または申請書を順次送付しますので、内容確認後、必要事項を記入の上、下記期限までに返送してください。**

※対象と思われるが、9月末までに書類が届かない場合は、上記☎までお問い合わせください

申請期限：10月31日(金)必着

定額減税について



個人住民税
町公式サイト



所得税
国税庁
公式サイト

下のフローチャートで該当するか確認できます

